市民向けカーボンニュートラル普及啓発事業に係る

「させぼeエコポイント」発行要領

（目的）

第１条　この要領は、佐世保市環境基本計画に定める２０５０年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの達成を目的としたゼロカーボンシティの実現に向けて、環境活動の定着を促す市民啓発のインセンティブとして、佐世保市電子地域通貨のさせぼeエコポイントを発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

⑴ポイント

佐世保市電子地域通貨「させぼｅコイン」において、当事業で発行するさ

せぼeエコポイントをいう。

⑵充電設備

　充電設備とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の自動車をいう。）（以下、電気自動車という。）に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

一　普通充電設備　漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有し、一基当たりの定格出力が１０ｋＷ未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

二　充電用コンセント　電気自動車等に付属する充電ケーブルを接続する２００V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

三　充電用コンセントスタンド　前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

　（ポイント発行対象者）

第３条　ポイント発行の対象となる者は、以下のとおりとする。

⑴「させぼエコラボ友の会」新規登録者

地球温暖化防止活動推進センターさせぼエコラボ（以下、させぼエコラボという。）が運営するLINEアカウント「させぼエコラボ友の会」の新規会員登録を行ったもの。

⑵市内環境イベント等への参加者

佐世保市ゼロカーボンシティ推進室又はさせぼエコラボが関与する環境イ

ベント等に参加したもの。

⑶充電設備設置者

本市に住所を有する者及び本市にある住宅の所有者であり、自ら居住または居住予定の戸建住宅の敷地内に、充電設備を新規に設置（新築時の設置を含む。）するもの。

　（ポイントの発行数）

第４条　させぼエコラボ友の会新規登録者及びイベント毎に発行するポイントは１アカウントにつき３００ポイントとし、EV充電設備の設置に対するポイント発行は１アカウントにつき１５，０００ポイントとする。

（ポイント発行及び申請）

第５条　第３条第１号、第２号に関するポイント発行は、二次元バーコードの読取により行うものとし、第３条第１号に関してはゼロカーボンシティ推進室又はさせぼエコラボの職員が確認を行ったもの、第３条第２号に関しては、環境イベント開催地又はその他市長が認める場合にのみポイントを発行することとする。また第３条第３号に関する発行申請は佐世保市電子地域通貨させぼeコインアプリの申請フォームを通じて次の各号に掲げる資料を添えて、令和７年４月２１日から令和７年１２月２２日までにこれを提出しなければならない。ただし、予算の上限額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

　⑴　領収書等の写し（申請者と領収書の宛名が同じものに限る）

　　ただし、支払時期及び設置工事完了時期が令和７年４月２１日以降のものに限る

　⑵　設置したEV充電設備の設置後の写真

　⑶　その他市長が必要と認めるもの

２　第３条第３号のポイント発行申請回数は１アカウント１回を限度とする。

　（ポイント発行の決定）

第６条　第３条第３号に関する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、ポイント発行を決定し、ポイント発行の旨を当該申請者に通知するものとする。

　（ポイントの有効期限）

第７条　当該事業で発行したポイントの有効期限は令和８年２月２８日までとする。

（ポイントの取消）

第８条　申請者が次のいずれかに該当する場合、ポイント発行数に応じて取消、返還、減額等（以下「取消等」という。）の措置を行うことができる。

　⑴　本要領に違反した場合

　⑵　ポイント発行の申請に際して虚偽の申告や不正な手段を用いた場合

　⑶　ポイントの利用に際して不正な行為を行った場合

　⑷　その他、ポイントの取消等が必要と認められる場合

２　前項に規定する取消等を行った場合において、発行したポイントが既に使用され、返還ができない場合にあっては、当該取消等の対象となったポイントに相当する金額を請求するものとする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

　（失効期限）

２　この要領は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。